

令和 8 年度 教育委員会 第10回定例会 議案

1 日 時 令和 8 年 8 月 19 日（水） 午後 1 時 30 分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）議 案

第 17 号議案 令和 9 年度使用教科用図書の採択

… 1

（3）報告事項

（4）閉 会

第17号議案

令和9年度使用教科用図書の採択

令和9年度使用教科用図書を別紙（別冊）のとおり採択する。

令和8年8月19日提出

静岡県教育委員会教育長

県立高等学校及び県立中学校における教科用図書採択

(義務教育課・高校教育課)

1 根拠法令

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・学校教育法
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

2 主な教科用図書の種類

区 分	概 要
文部科学省検定済教科書	民間の教科書発行者において著作・編集され、文部科学大臣の検定を経たもの。
文部科学省著作教科書	需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集されたもの。
学校教育法附則第9条に基づく教科書	適切な教科書がないなど特別な場合には、上記以外の図書の使用が許される。

3 教科書採択の流れ



- ・各学校は、教科用図書選択委員会を設け、使用希望教科用図書を選択し、県教育委員会に内申する。
- ・委員会は、校長を委員長とし、各教科主任等をもって構成する。
- ・各学校は、教育課程の編成並びに児童生徒の能力、適性、進路及び履修単位等について十分な考慮を払い、明確な方針に基づいて適切な教科用図書の選択が行われるよう措置する。
- ・県教育委員会は、この内申に基づき採択教科用図書を決定し、各学校長に通知する。

4 明確な方針

各学校は以下に示す4つの観点ごとに理由を1つ以上選択して県教育委員会に内申する。

- (1) 〈内 容〉適切な内容が精選され、取り上げられている。 など
- (2) 〈組 織・配 列〉教材が系統的・発展的に組織され、他教材との関連が考慮されている。 など
- (3) 〈生徒への配慮〉生徒の発達段階に教材が適している。 など
- (4) 〈表現・造本〉本文、問題等について、用字・用語、図表等が正確で統一がとれている。 など

県立特別支援学校における教科用図書採択

(特別支援教育課)

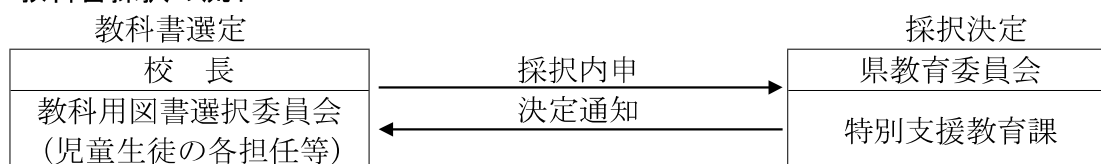
1 根拠法令

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・学校教育法
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

2 主な教科用図書の種類

区 分	概 要
文部科学省検定済教科書	・民間の教科書発行者において著作・編集され、文部科学大臣の検定を経たもの。
文部科学省著作教科書	・需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集されたもの。 ・特別支援学校用として文部科学省において著作・編集されたもの。 視覚(点字)、聴覚(言語・音楽)、知的(生活、国語、算数・数学、音楽、中理科、中社会、中職業・家庭)
学校教育法附則第9条に基づく教科書	・適切な教科書がないなど特別な場合には、上記以外の図書の使用が許される。 ・「文部科学省一般図書一覧」で示された本の中から、静岡県教科書選定審議会の依頼を受け調査・研究を行い、静岡県教育委員会が2年分の「選定一般図書一覧」として示す。 ・ボランティア団体が作成する一部の点字教科書

3 教科書採択の流れ



- ・各学校は、教科用図書選択委員会を設け、使用希望教科用図書を選択し、県教育委員会に内申する。
- ・教科用図書選択委員会は、校長を委員長とし、各教科主任等をもって構成する。
- ・各学校は、教育課程の編成並びに児童生徒の能力、適性、障害の状況等について十分な考慮を払い、適切な教科用図書の選択が行われるよう措置する。
- ・県教育委員会は、この内申に基づき採択教科用図書を決定し、各学校長に通知する。

4 各学校の選定の方針

(1) 小学部・中学部（小学校・中学校に準ずる教育課程）

ア 視覚障害

- ・点字・墨字いずれでも同一の授業ができるよう、点字教科書の原典となる教科書を選定

イ 聴覚障害・肢体不自由・病弱

- ・学校所在地の市町が採択する教科書を選定

(2) 高等部（高等学校に準ずる教育課程）

- ・卒業後の進路を見据えた教科書を選定

(3) 小学部・中学部（知的障害の教育課程）

- ・障害の程度等児童生徒個々の状況及び各校の教育課程に応じて教科書を選定

第10回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P1
配付 報告 2	令和 9 年度教員採用第 2 次選考試験の結果	P4
<非> 報告 事項 1	三ヶ日青少年の家指定管理者選定委員会選定結果	非

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概 要

令和 7 年度第 4 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 7 年度 第 4 回	R8. 3. 2	R7. 11. 12 ～ R8. 1. 29	定期監査	35所属	指摘 1 件 注意 1 件

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 7 年度第 4 回 監査結果

ア 定期監査

<指摘：1 件>

対象機関	件 名	詳細
伊豆の国特別支援学校	建設工事における不適切な事務処理	1

<注意：1 件>

対象機関	件 名	詳細
焼津中央高等学校	所得税の納付遅延	2

(別紙 1 : 「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津中央高等学校	令和 8 年 3 月 2 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 所得税の納付遅延 3 内 容 焼津中央高等学校は、令和 7 年 7 月 10 日納付期限の所得税の納付を失念し、不納付加算税 5,000 円を発生させた。	
【措置の内容】 本件は、歳入歳出外現金の払出票の決裁により所得税の払出処理が完結したと担当職員が誤解していたこと、また、資金前渡口座から出金して納付するまでの事務の進捗状況を事務室内で管理できていなかったことが原因です。 未納を確認後、直ちに藤枝税務署に対して不納付加算税を納付しました。 再発防止策として、所得税の払出処理を含む払込金資金前渡の決裁時に、納付日を事務室の日程表に記録して事務室内で共有するとともに、納付日の朝には注意喚起を行い、納付後に通帳の残高を複数の職員で確認しています。 また、公認会計士の助言により、所得税を期限よりも 1 日早く納付するようにして、不納付加算税の発生リスクを低減させました。 今後も、支払漏れを防ぐため、適切な事務処理に努めます。	

(別紙 1 : 「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊豆の国特別支援学校	令和 8 年 3 月 2 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 建設工事における不適切な事務処理 3 内 容 伊豆の国特別支援学校は、令和 7 年度に実施したエレベーター修繕工事において、工期内に完成図書が提出されなかったことに対し、遡った日付による工期延長請求書を提出させ、工期延長の手続きを実施していた。さらに、延長後の工期内においても完成図書が提出されなかったが、工期延長の手続きを行わず、遡った日付による完成図書の受理及び検査手続を実施していた。	
【措置の内容】 本件は、業者との連絡調整が不十分で、工程の管理ができていなかったこと、事務処理の効率化を優先し、誤った処理をしたことが原因です。 今回の事案を受け、緊急の事務職員会議を開催し、虚偽の公文書に基づく事務手続の疑いが生じるような事務処理は厳に慎むことを事務室全体に周知・共有するとともに、特に工事関係書類の起案時においては、誤った処理をしていないかどうか、起案担当者と事務長とのダブルチェック体制を徹底するよう、体制の見直しを行いました。 また、2 月より工事に関する資料は本校・分校で閲覧が可能な共有ファイルサーバーに保管し、事務室全体で工事の情報等を共有する体制を整えました。実際に 3 月に入札予定のエレベーター保守点検業務委託業務の手続きは円滑に進んでいます。 今後の防止策として、工事の実施に当たり、業者との連絡及び打合せを密に行います。また、担当者は業者に対し、工事の進捗状況を定期的に聞き取りを行い、事務長と共同で進捗状況を可視化できる資料を作成し、事務室全体で共有します。 さらに、工事の進捗や書類提出に遅れが生じる可能性がある場合には、担当者は速やかに事務長に連絡し、事務長が教育施設課及び東部出納室に丁寧な説明と相談をするとともに、事務長は本校・分校管理職に報告し、情報と対策を共有します。書類が提出されない場合、提出の督促を強化します。 また、事務職員一人一人がこれまでの意識を改革し、高いコンプライアンス意識を持ち続けるために、今回事案の注意喚起を含めたコンプライアンス意識向上に資する研修を行うこととし、以降、上半期・下半期（年 2 回）に研修を行っていくことで、再発防止に努めます。 なお、教育施設課が、教育委員会全体における公文書の適切な取扱いの徹底のため、県立学校及び社会教育施設の施設担当者を対象とした「令和 8 年度施設・管財担当者研修会」において、当該事項を含めた監査結果の指摘事項を取り上げ、再発防止に努めるよう周知を行いました。	

令和 9 年度教員採用第 2 次選考試験の結果

(義務教育課)

1 合格者数等について

小・中学校教員							
校種教科		志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
		※小学校中段はしずおか未来創造校、下段は小特共通 中学校下段は小中共通、中特共通(全て内数)					
小学校		468 {177} <25>	432 {171} <24>	410 {160} <22>	397 {158} <20>	202 {30} <11>	2.1
中 学 校	国語	45 <8> [1]	41 <8> [1]	40 <7> [1]	39 <7> [1]	22 <4> [0]	1.9
	社会	107 <9> [5]	97 <9> [3]	32 <6> [2]	31 <6> [2]	14 <4> [1]	6.9
	数学	76 <9> [2]	69 <9> [2]	42 <7> [1]	40 <7> [1]	13 <2> [0]	5.3
	理科	50 <12> [0]	46 <11> [0]	32 <9> [0]	31 <8> [0]	15 <4> [0]	3.1
	音楽	37 <8> [2]	35 <8> [2]	16 <3> [1]	15 <3> [0]	7 <2> [0]	5.0
	美術	16 <4> [0]	15 <4> [0]	12 <4> [0]	12 <4> [0]	7 <4> [0]	2.1
	保体	145 <10> [8]	136 <10> [7]	26 <3> [3]	26 <3> [3]	10 <1> [2]	13.6
	技術	7 <0> [0]	6 <0> [0]	6 <0> [0]	6 <0> [0]	6 <0> [0]	1.0
	家庭	4 <1> [0]	4 <1> [0]	4 <1> [0]	4 <1> [0]	4 <1> [0]	1.0
	英語	58 <3> [2]	48 <3> [2]	48 <3> [2]	46 <3> [2]	25 <1> [0]	1.9
中計		545 <64> [20]	497 <63> [17]	258 <43> [10]	250 <42> [9]	123 <23> [3]	4.0
小中合計		1,013	929	668	647	325	2.9

※合格者には大学院特例・中特共通・小中共通を含む

養護教員・栄養教員						
校種教科	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
養護教員	171	159	26	24	9	17.7
栄養教員	40	35	8	7	2	17.5

※ 養護教員は、小・中学校、高等学校、特別支援学校の採用となる。
※ 栄養教員は、小・中学校、特別支援学校の採用となる。
※ 倍率＝受験者数÷合格者数

3 令和9年度教員採用選考試験の結果発表等について

- ・ 8 月 7 日(金) 正午に発表
- ・ 本人宛に通知を郵送
- ・ 県庁本館 2 階に合格者の受験番号を掲示するとともに、教育委員会ホームページにて公表

2 特別な選考等について

(1) 教職経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	114	110	105	103	49	2.2
中学校	99	96	41	35	15	6.4
養護教員	51	48	14	12	8	6.0
栄養教員	3	3	2	1	1	3.0

(2) 障害者を対象とした選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	0	0	—	—	—	—
中学校	1	1	1	1	0	0.0
養護教員	0	0	—	—	—	—
栄養教員	0	0	—	—	—	—

(3) 多文化共生を推進する教員選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	2	2	2	2	2	1.0
中学校	0	0	—	—	—	—
養護教員	0	0	—	—	—	—
栄養教員	0	0	—	—	—	—

(4) 社会人経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	1	1	1	1	0	0.0
中学校	10	9	6	6	2	4.5
養護教員	11	10	4	4	0	0.0
栄養教員	2	2	0	—	—	—

(5) カムバック選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	3	3	3	3	3	1.0
中学校	2	2	2	2	0	0.0
養護教員	0	0	—	—	—	—
栄養教員	0	0	—	—	—	—

(6) 大学院進学予定者・在籍者の特例受験者

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	12	11	11	11	9	1.2
中学校	27	22	13	13	8	2.8
養護教員	1	0	0	0	0	—
栄養教員	1	1	0	0	0	0.0

(7) 加点申請者

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	125	121	121(0)	115(0)	71(0)	1.7
中学校	46	45	36(2)	36(2)	19(0)	2.4
養護教員	4	4	2(1)	2(1)	1(1)	4.0
栄養教員	—	—	—	—	—	—

※()・・・加点による合格者数(内数)

(8) 志願者・合格者の最高年齢、最低年齢

校種等	志願者		2次合格者	
	最高年齢	最低年齢	最高年齢	最低年齢
小学校	56	22	56	22
中学校	60	22	54	22
養護教員	53	22	30	22
栄養教員	56	22	35	25

令和9年度教員採用第2次選考試験の結果

(高校教育課)

1 合格者数等について

教科・科目	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
国 語	33	30	24	23	13	2.3
歴 史	53	47	16	16	6	7.8
地 理	12	11	5	5	3	3.7
公 民	22	19	6	6	2	9.5
数 学	75	70	33	32	12	5.8
物 理	20	17	10	9	5	3.4
化 学	24	20	12	11	8	2.5
生 物	27	21	14	14	4	5.3
地 学	2	2	2	2	1	2.0
保健体育	115	97	24	23	7	13.9
外国語	39	35	21	19	10	3.5
家 庭	12	10	8	8	5	2.0
農 業	11	10	7	7	3	3.3
機 械	4	4	3	3	3	1.3
電気・電子・通信	4	3	2	2	2	1.5
建 築	3	2	2	1	0	-
商 業	30	23	10	8	4	5.8
水産(機関)	0	0	0	-	-	-
水産(栽培)	3	3	3	2	2	1.5
水産(航海)	1	0	0	-	-	-
情 報	10	8	4	4	1	8.0
ネイティブ	5	3	2	2	1	3.0
合 計	505	435	208	197	92	4.7

※(倍率)＝受験者数(1次)÷合格者数(2次)

※受験者数には、一部受験者を含む。

<実習教諭> (特別選考試験)

教科・科目	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
農業実習	3	0	3	2	1.5
工業実習	2	1	1	1	1.0
合 計	5	1	4	3	1.3

※教職経験者を対象とした選考

ア1 : 静岡県内外の公立高校本務教員(受験教科の教諭)として、一定期間(3年)の勤務経験を有する者

ア2・イ: 静岡県内外の公立学校本務教員又は県内の公立学校臨時講師として、一定期間(3年)の勤務経験を有する者

ウ・エ: 静岡県内外の公立学校本務教員又は県内の公立学校臨時講師として、一定期間(2年)の勤務経験を有する者

3 その他

志願者・合格者の最高年齢、最低年齢(R9.4.1時点年齢)

志願者		合格者	
最高年齢	最低年齢	最高年齢	最低年齢
61	22	53	22

2 特別な選考等について

(1)教職経験者を対象とした選考

種類	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
ア1	7	7	7	6	3	2.3
ア2・イ	28	25	14	14	9	2.8
ウ・エ	5	4	2	2	1	4.0
計	40	36	23	22	13	2.8

(2)カムバック選考(1次試験免除)

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	4	-	4	2	1	4.0

※志願教科:国1、数1、体1、英1

(3)障害者特別選考

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	-	-	-	-	-	-

(4)多文化共生を推進する教員を対象とした選考

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	3	2	1	1	1	2.0

(5)社会人経験を有する者を対象とした選考

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	24	24	11	11	8	3.0

(6)ネイティブ英語教員

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	5	3	2	2	1	3.0

(7)大学推薦(1次試験免除)

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	4	-	4	4	4	1.0

※志願教科:家庭3、水産(栽培)1

(8)博士号を取得した者を対象とした選考

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	2	1	1	1	0	-

※志願教科:化学1、生物1

(9)工業又は農業関係民間勤務経験を有する者を対象とした選考

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	2	2	2	2	2	1.0

※志願教科:農業1、機械1

(10)商船等での勤務経験を有する者を対象とした選考

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	-	-	-	-	-	-

(11)大学院修士課程1年生の特例受験者

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	21	17	11	11	6	2.8

(12)大学院進学予定者の特例受験者

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	20	19	11	11	5	3.8

(13)加点点申請者

	志願者数	受験者数(1次)	合格者数(1次)	受験者数(2次)	合格者数(2次)	倍率
合計	124	112	67	67	35	3.2

※加点点申請

g: 英語に関する資格等(免除又は5点)、h: 複数教科の高等学校教諭普通免許状取得(見込み)又は、特別支援学校普通免許状取得(見込み)、p: 3級海技士以上の免許かつ3年以上の実務経験、n: 司書教諭の資格取得、o: 情報技術者資格、v: 日本語指導資格

(特別支援教育課)

2 特別な選考等について

(1) 教職経験者を対象とした選考

(2) 障害者特別選考

(3) 多文化経験者を対象とした選考

(4) 社会人経験者を対象とした選考

(5) 大学推薦

(6) 寄宿舍指導員勤務経験者選考

(7)障害者福祉サービス事業所等での勤務経験者選考

(8) 専門職経験を有する者を対象とした選考

(9) 大学院修士課程1年生の特例受験者

(10) 大学院進学予定者の特例受験者

(11) 加点申請者

※ () … 加点による合格者数(内数)

8月7日(金)正午に県庁本館2階に合格者の受験番号を掲示
教育委員会ホームページで公開、本人宛に郵送

<非>報告事項 1

令和 8 年 8 月 19 日

(件名)

三ヶ日青年の家の指定管理者候補者の選定結果

(社会教育課)

(要 旨)

三ヶ日青年の家の指定管理者について、令和 8 年度末をもって現在の指定管理期間が満了となるため、「静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例」第 14 条の規定に基づき、次期指定管理者を公募し、審査の上、次期指定管理者を選定した。

【参考】指定管理者の状況

指定期間	第1期 (延長1年間を含む)	第2期	第3期	第4期	第5期
	平成 22 年度～ 平成 25 年度	平成 26 年度～ 平成 28 年度	平成 29 年度～ 令和 3 年度	令和 4 年度～ 令和 8 年度	令和 9 年度～ 令和 13 年度
指定管理者	(株)小学館集英社 プロダクション	三ヶ日フィールドパートナーズ			今回選定

1 選定方法

候補者の選定を公平かつ適正に実施するため「静岡県立三ヶ日青年の家指定管理者候補者選定委員会」を設置し、選定基準に基づき審査を行い、候補者を選定した。

(1) 委員 (7 人)

区分	氏 名	所 属	立 場
委員長	佐伯 知子	常葉大学准教授	学 識 経 験 者
委 員	金子 直由	浜松市立三ヶ日中学校長	利 用 者 代 表
	楠城 一嘉	静岡県立大学特任教授	危機管理専門家
	鉄 多加志	東海大学海洋学部准教授	海洋活動専門家
	川島 一郎	日本ボーイスカウト静岡県連盟副理事長	野外活動専門家
	森田 哲平	森田公認会計士事務所公認会計士	財 務 専 門 家
	中山 雄二	静岡県教育委員会教育部理事 (総括・学校教育担当)	行 政

(2) 開催日程

月 日	委員会	内容・選定経過等
7 月 10 日	第 1 回	現地視察、審査基準について検討
7 月 24 日	第 2 回	第 1 次審査 (申請書類の審査)
8 月 12 日	第 3 回	第 2 次審査 (プレゼンテーション、ヒアリング)、 候補者を選定

(3) 選定基準・審査項目

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。	① 基本方針	10
	② 平等な利用の確保	
イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。	① 魅力的な自主事業	30
	② 効果的な各種研修プログラム	
	③ 利用者ニーズに応じた開所日・休所日の設定	
	④ 利用者数の確保	
	⑤ 独自性のある提案	
ウ 管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。	① 委託料の提案額	15
	② 経費縮減に関する提案	
エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	① 財政的基盤	20
	② 類似施設運営の実績	
	③ 施設運営の組織体制	
	④ 利用者の個人情報保護	
オ 施設の運営管理・事業の実施に当たり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。	① 利用者の安全確保	25
合 計		100

2 申請者

三ケ日フィールドパートナーズ（現指定管理者）

3 提案概要

- ・浜名湖の自然や地域の特色を生かした多様な体験活動を展開し、体験活動を通して、利用者一人ひとりの成長につながる教育効果の高い事業を実施する。
- ・これまで整備してきた各種安全マニュアルの合理化・実践化を図り、ヒヤリハット事例を職員間で即座に共有し、訓練へと繋げることで、現場対応力を高める。
- ・小中学校や地域団体への出前講座を充実させ、施設で培った専門的な知識や体験活動を広く提供する。
- ・多様化する利用者のニーズや教育課題に対応したプログラムを開発すると共に、ニーズに応じた支援方法を検討し、協調性・主体性を養う活動を提供する。
- ・誰もが安心して体験活動へ参加できるように環境改善に努め、インクルーシブな受入体制の充実を図る。
- ・受入れシステムのさらなるデジタル化を図り、利用団体に対して利便性の高い申込み環境を提供するとともに、職員側においても持続可能で効率的な運営体制を構築する。
- ・三ケ日青年の家における高校生、大学生のための「野外教育スタッフ養成事業」を通して、地域社会や社会教育を支え、牽引する次世代の担い手を育成する。
- ・利用者確保のため、閑散期における事業展開やプログラムの充実化を図ることで、年間利用者数の平準化と安定的な施設運営を目指す。
- ・施設単体での事業完結を目指すのではなく、学校や企業、NPO 法人等と多角的に連携し、浜名湖や三ケ日の豊かな自然・人材資源を活かした体験活動を展開し、地域全体で青少年を育む地域ネットワークを構築する。

4 選定結果

(1) 指定管理者候補者

申請者名	代表団体 所在地	指定管理期間 及び指定管理料
三ヶ日フィールドパートナーズ	浜松市中央区	5年間 (R9.4～R14.3) 122,200 千円/年

(2) 審査結果

選定基準	配点	1次	2次
ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。	10	8.1	8.3
イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。	30	24.6	24.3
ウ 管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。	15	11	10.9
エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	20	15.1	15.4
オ 施設の運営管理・事業の実施に当たり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。	25	20.6	20.9
加点 ※第4期期間評価が「A評価」のため加点	—	—	3.7
合 計	100	79.4	83.5

(3) 選定の理由

- ア 浜名湖の自然を活かした魅力ある海洋活動やプログラムの充実に向けた職員の資質向上に関する提案があった。
- イ 安全対策について、これまでの実績を踏まえつつ、南海トラフ地震に関する最新の情報を取り入れるなど、更なる安全体制の構築に向けた提案があった。
- ウ 出前講座による小中学校への指導や支援、地域と連携した事業の展開、人材育成のサイクルなど、十分な地域貢献の実績が見られた。

5 今後のスケジュール

令和8年 9月県議会	指定管理者指定について議案提出
令和8年10月	指定管理者と協定締結
令和9年 4月	指定管理者による管理運営開始